

東根市ふるさとづくり寄附条例

平成 20 年 6 月 10 日

条例第 13 号

（目的）

第 1 条 この条例は、地域福祉の向上や地域資源の保全、活用等を図るために寄附金を募り、これを財源として寄附者の東根市への思いを具体化することによって、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的とする。

（基金の設置）

第 2 条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するために、東根市ふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金への積立て）

第 3 条 基金として積み立てる額は、第 1 条の目的に対し寄附された寄附金の額とする。

（寄附金の使途事業）

第 4 条 寄附者の東根市への思いを具体化するための寄附金の使途事業は、規則で定めるとおりとする。

（基金の管理等）

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（基金の収益処理）

第 6 条 基金から生ずる収益は、東根市一般会計歳入歳出予算に計上して、第 4 条に規定する事業の経費又は基金の管理に要する経費に充て、若しくはこの基金に編入するものとする。

（基金の処分）

第 7 条 基金は、第 1 条の目的を達成するため、第 4 条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（運用状況の公表）

第 8 条 市長は、毎年度、この条例に基づく運用状況について議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東根市ふるさとづくり寄附条例施行規則

平成 27 年 9 月 25 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東根市ふるさとづくり寄附条例（平成 20 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の区分)

第 2 条 条例第 4 条に規定する事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) さくらんぼ P R 事業
- (2) ふるさとひがしね環境保全事業
- (3) 東根の大ケヤキ等環境整備事業
- (4) 芸術・文化施設等整備事業
- (5) 子どもの遊び場整備等事業
- (6) さくらんぼ東根駅前メイクアップ事業
- (7) 在宅福祉サービス充実強化事業
- (8) 教育環境等整備事業
- (9) 体育施設等整備事業
- (10) 児童福祉環境等整備事業
- (11) ひがしねのブランド力向上事業
- (12) ひがしねの賑わい創出事業
- (13) 生活基盤等環境整備事業

(寄附の受入れ等)

第 3 条 条例に基づく寄附金は、一口 5,000 円を単位とする。ただし、これに満たない寄附も受け入れるものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、寄附の受け入れを拒否し、又は收受した寄附を返還することができるものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められる場合
- (2) 前号に定めるもののほか、市長が特に認める場合

3 市長は、前項の規定による拒否又は返還をする場合には、その理由を付さなければならない。

(寄附台帳の作成)

第 4 条 市長は、寄附の適正な管理を図るため、寄附台帳を作成するものとする。

(公表の時期)

第5条 条例第8条に規定する運用状況の公表については、毎年9月末日までに、前年度の寄附及び基金の運用状況等について行うものとする。

(寄附採納者への措置)

第6条 条例に基づく寄付金の採納者に対する措置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 受納通知と礼状

(2) 返礼特産品

(その他)

第7条 この規則で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年12月1日から施行する。